

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日

改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの  
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は  
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表2によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2 — 品質保証

検査項目		試験方法	判定基準
材料		—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量			2.3の規定による。
口金			2.4の規定による。
塗装			2.5の規定による。
品質	外観		2.6の規定による。
	性能	気密性	危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)の規定による。
		落下強度	
		耐圧(水圧)性	
積重ね強度			
製品の表示		—	2.7の規定による。
注 <sup>2)</sup> (一財)日本舶用品検定協会			

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの<sup>3)</sup>を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注<sup>3)</sup> フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

# 防衛省仕様書

D S P

Z 1002F

## 鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44. 3. 15

改正 平成22. 12. 28

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

#### 1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号
1.2 mm	8110-162-2114-5
1.6 mm	8110-011-9953-5

#### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1.2 mm

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 5572 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5600-5-1 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5600-5-3 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第3節:耐おり落下性

J I S K 5600-5-4 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第4節:引っかき硬度(鉛筆法)

J I S K 5600-5-6 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5600-6-1 塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5600-6-2 塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5600-7-1 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1604 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8201 標準色

##### b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

## 2 製品に関する要求

## 2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示<sup>1)</sup>の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注<sup>1)</sup> J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

## 2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料については J I S K 5 5 7 2 の2種若しくは J I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色は N D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

## 2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

## 2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG<sup>3</sup>/4(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

## 2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μ m ~ 25 μ m とする。

## 2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

## 2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

## 3 品質保証

検査は、表2によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表2 - 品質保証

検査項目		試験方法	判定基準	
材料		—	2.2の規定による。	
構造・形状・寸法・容量・質量			2.3の規定による。	
口金			2.4の規定による。	
塗装			2.5の規定による。	
品質			2.6の規定による。	
品質	外観	J I S Z 1 6 0 1 による。	J I S Z 1 6 0 1 の附属書1(規定)による。	
	性能			気密性
	落下強度			
	耐圧性			

表 2 - 品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書 1 (規定)による。
			—	2.7の規定による。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの<sup>2)</sup>を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注<sup>2)</sup> フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

##### 4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。